

大雨被害にあわれた方へ

R6.7月 にかほ市

この度、大雨水害等の被害に対し、心よりお見舞い申し上げます。風水害等により家屋や家財が被害を受けるとさまざまな手続きが必要になりますが、次のような支援・救済措置がご利用できます。

このパンフレットは、そういった手続きや支援策、連絡先等をまとめたものです。ぜひ、ご活用ください。



1. これからの手続きのために

○罹災(りさい)証明書の交付申請

問合せ先・・・ 総務部税務課 ☎0184-43-7505

罹災証明書は、災害で被害を受けたことを証明する書類です。各種手続きや保険申請等の際、必要となります。

申請窓口：仁賀保庁舎 市民課市民サービス班
金浦庁舎 金浦市民サービスセンター
象潟庁舎 税務課資産税班

※家屋の所有者および使用者以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※証明書の使用目的ごとに必要枚数を交付します。1回で複数枚の取得が可能です。

あらかじめ必要範囲をご確認のうえ申請してください。

※交付無料

2. 被災後に受けられる支援

○ゴミの処分

問合せ先・・・市民福祉部生活環境課 環境プラザ班 ☎0184-38-3910
生活環境班 ☎0184-32-3033

災害により発生したゴミを環境プラザまたは最終処分場へ搬入する際、処理手数料の減免措置があります。生活環境課（生活環境班または環境プラザ班）に減免申請をして減免の承認を受けたときは、事前に可燃物・不燃物・家電等の分別をしたうえで、減免承認証を持参して各廃棄物処理場に搬入してください。

個人が依頼した業者が搬入する場合には、廃棄物処理場に減免承認証を提出するよう業者へ依頼してください。

◎環境プラザ ☎0184-38-3910 にかほ市金浦字轄町55

◎一般廃棄物最終処分場

（仁賀保） にかほ市両前寺字浜中 30-11

（金 浦） にかほ市前川字兎森 36-1

（象 湯） にかほ市象湯町女郎清水 47-2

○床上が浸水した時の消毒作業について

問合せ先・・・市民福祉部生活環境課 ☎0184-32-3033

台風や集中豪雨などで床上が浸水した場合は、食中毒や感染症にかかるおそれがあるため、細菌やカビの発生を抑える必要があります。

生活環境課では、作業に必要となる消毒液や散布機の無償貸出支援を行っています。消毒作業が困難な場合等は、窓口までご相談ください。

「家屋が浸水した際の衛生対策と消毒方法」について、市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

○市営住宅の利用

問合せ先・・・建設部建設課 ☎0184-38-4307

空き状況、申請者の状況により、一般募集とは別に入居できる場合があります。
※建設管理班へご相談ください。

※状況によっては、家賃の減免もありますので、罹災証明書が必要です。

3. 証書類の再発行について

○保険証等の再交付

問合せ先・・・市民福祉部市民課	☎0184-32-3032
福祉事務所長寿支援課	☎0184-32-3040
福祉事務所福祉課	☎0184-32-3034

《国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・限度額認定証の再交付》
手続き・・・市民課国保年金班、税務課市民サービス班または金浦市民サービスセンター
(必要なもの)
・運転免許証等身分を証明できるもの
※いずれも身分を証明するものがない場合は、口頭による身分証明でも可能です(口頭で住所・氏名・生年月日・家族構成の確認)。
※交付無料

《年金証書・年金保険料納付書の再発行》
基本的に本荘年金事務所での発行になりますが、市民課国保年金班へご相談ください。
◎本荘年金事務所 ☎0184-24-1111

《介護保険被保険者証・介護認定証の再発行》
手続き・・・長寿支援課介護保険班、税務課市民サービス班または金浦市民サービスセンター
(必要なもの)
・運転免許証等の身分を証明できるもの
・印鑑
※いずれも身分を証明するものがない場合は、口頭による身分証明でも可能です(口頭で住所・氏名・生年月日・家族構成の確認)。
※交付無料

《マイナンバーカードの再発行》
手続き・・・市民課戸籍住民班、税務課市民サービス班または金浦市民サービスセンター
(必要なもの)
・罹災証明書
※交付手数料一人につき1,000円(罹災から3か月以内の申請に限り免除)
※個人番号を知る方法としては、個人番号付き住民票を申請する方法もあります。

《障害者の手帳の再発行》

手続き・・・福祉課障がい支援班、税務課市民サービス班または金浦市民サービスセンター

(必要なもの)

- ・手帳用写真 (ﾀﾞｲ 4 cm×ｼﾞｯ 3 cm)

※交付無料

○印鑑の再登録

問合せ先・・・市民福祉部市民課 ☎0184-32-3035

印鑑登録証・実印のいずれかを紛失等の場合は、必要に応じて手続きをしてください。

手続き・・・市民課戸籍住民班または税務課市民サービス班・金浦市民サービスセンター

(必要なもの) 罹災証明書、運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住基カード、身体障害者手帳のうちいずれか 1 点 (写真付きの身分証明書が無い方は、市民課へご相談下さい。)

※再登録の手数料 200円 (罹災から3か月以内の申請に限り免除)

○有効なパスポートをお持ちの方

問合せ先・・・市民福祉部市民課戸籍住民班 ☎0184-32-3035

罹災により紛失し、下記の対象になる場合は、発給手数料免除申請ができます。

●発給手数料免除の対象となる方 (次のいずれも満たす必要があります)

(1)全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた方

(2)本市に住民票を有している方、又は被災当時に被災地に住民票を有している方

●申請に必要なもの

・申請書

・パスポート用写真

・運転免許証等本人確認ができる書類

・戸籍謄本

・罹災証明書

・住民票又は戸籍の附票 (災害発生時の移住地を証明書する書類)

※世帯全員が掲載されたもの

※上記いずれも原本提出

●免除される金額

一般旅券発給手数料の全額

※ただし、すべての申請区分 (10年、5年など) において1回限り。

10年→収入印紙 14000円、秋田県証紙 2000円免除

5年→収入印紙 9000円、秋田県証紙 2000円免除

○運転免許証の再発行

問合せ先・・・秋田県運転免許センター ☎018-824-3738
にかほ幹部交番（免許受付）☎0184-43-2935

再発行の手続きは上記へお問い合わせください。

（必要なもの）

- ・健康保険証、住民票等身分を証明するもの
- ・印鑑
- ・写真（6ヶ月以内に撮影したもの 縦3cm×横2.4cm、無背景、無帽、正面、上三分身、明るい鮮明なもの）※警察署で手続きする場合のみ。秋田県運転免許センターで手続きする場合は、あらかじめ電話にて確認ください。

※交付手数料 3,500円 ※運転経歴証明書の場合は 1,000円



4. その他

○見舞金

問合せ先・・・総務部防災課 ☎0184-43-7504

被災者に対し、その被害程度により見舞金をお渡しします。

罹災証明書が発行された方で床下浸水、床上浸水、半壊、全壊の方が対象となります。

※対象者には市からお知らせいたしますので、申請は必要ありません。

○災害援護資金貸付金

問合せ先・・・総務部防災課 ☎0184-43-7504

災害救助法が適用となった災害により、住居や家財に被害を受けた場合に、市町村が一定所得以下の世帯の方に対し、貸付限度額の範囲内において、当面の生活の立直しのため貸付を行うものです。詳しくはお問合せください。

○生活福祉資金貸付

問合せ先・・・にかほ市社会福祉協議会	象潟支所	☎0184-43-2543
	金浦支所	☎0184-38-2375
	仁賀保支所	☎0184-32-3010

被災者（低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯）のうち、貸付要件に該当する世帯に対し、必要経費の資金貸付を行いますので、ご相談ください。

◎福祉費…災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、150万円まで（連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人がいない場合は年1.5%、償還期間7年）。

◎緊急小口資金…火災等被災によって生活費が必要なとき、10万円まで（無利子、償還期間12月以内）。

○水道・下水道・(都市ガス)

問合せ先・・・建設部上下水道課 ☎0184-74-7090

「罹災証明書」「被災証明書」が発行された方については、水道料金・下水道料金を減免します。

上下水道課で発行状況を確認しますので手続きの必要はありません。

被災した影響で、家屋の水道の使用を中止する場合や解体等によりメーターの撤去をする場合等は上下水道課へ届出ください。

※直近の料金については、延納等の措置もありますのでご相談ください。

※ 都市ガスについては、にかほガス株式会社(☎0184-74-7870)へお問い合わせください。

※ プロパンガスについては、ご契約の業者へお問い合わせください。

○市税の減免及び徴収猶予

問合せ先・・・総務部税務課 ☎0184-43-7505

《減免》

○固定資産税・・・被災した家屋について被災程度により減免の措置があります。減免は災害を受けた日以後の納期における当該年度の税額について、適用（ただし、災害を受けた日が1月1日以後の場合は当該年度に加えて翌年度の税額についても適用）されます。^①減免申請書をご提出ください。

《その他》

その他の市税等については、税務課にご相談ください。

《徴収猶予》

災害等により、市税を一時的に納付することができないと認められる場合には、1年以内の期間に限り徴収が猶予されます。^②徴収猶予申請書及び^③財産収支状況書をご

提出ください。

申請手続き・・・税務課または金浦・仁賀保市民サービス班

※①、②、③の用紙は、税務課、金浦市民サービスセンター及び仁賀保市民サービス班にあります。

(必要なもの)

- ・罹災証明書
- ・火災保険等の補てん金を証明する支払証明書

○所得税の確定申告

問合せ先・・・本荘税務署 ☎0184-22-2595

災害や盗難による損失が生じたとき、雑損控除または災害減免法による減免により、その年の確定申告で所得税が減額される場合があります。

(必要なもの)

- ・罹災証明書
- ・損失額を証明する資料
- ・源泉徴収票
- ・火災保険の補てん金を証明する支払証明書

○介護保険料、介護施設等利用料の減免

問合せ先・・・長寿支援課介護保険班 ☎0184-32-3042

本荘由利広域市町村圏組合 ☎0184-24-3347

災害等により、被保険者（申請者）宅の、家屋などに被害があった場合や、世帯の生計を主として維持する者の収入（農業収入）が減少した場合は、介護保険料、施設等利用料が減免となる場合があります。

(必要なもの)

- ・罹災証明書
- ・災害保険金の受領書等
- ・課税証明書（同一世帯の方全ての所得がわかるもの）

○健康相談・家庭訪問

問合せ先・・・市民福祉部健康推進課 ☎0184-32-3000

被災後、「眠れない」「食欲がない」「疲れやすい」等、体調がすぐれない方への健康相談や家庭訪問に応じます。

○電話回線

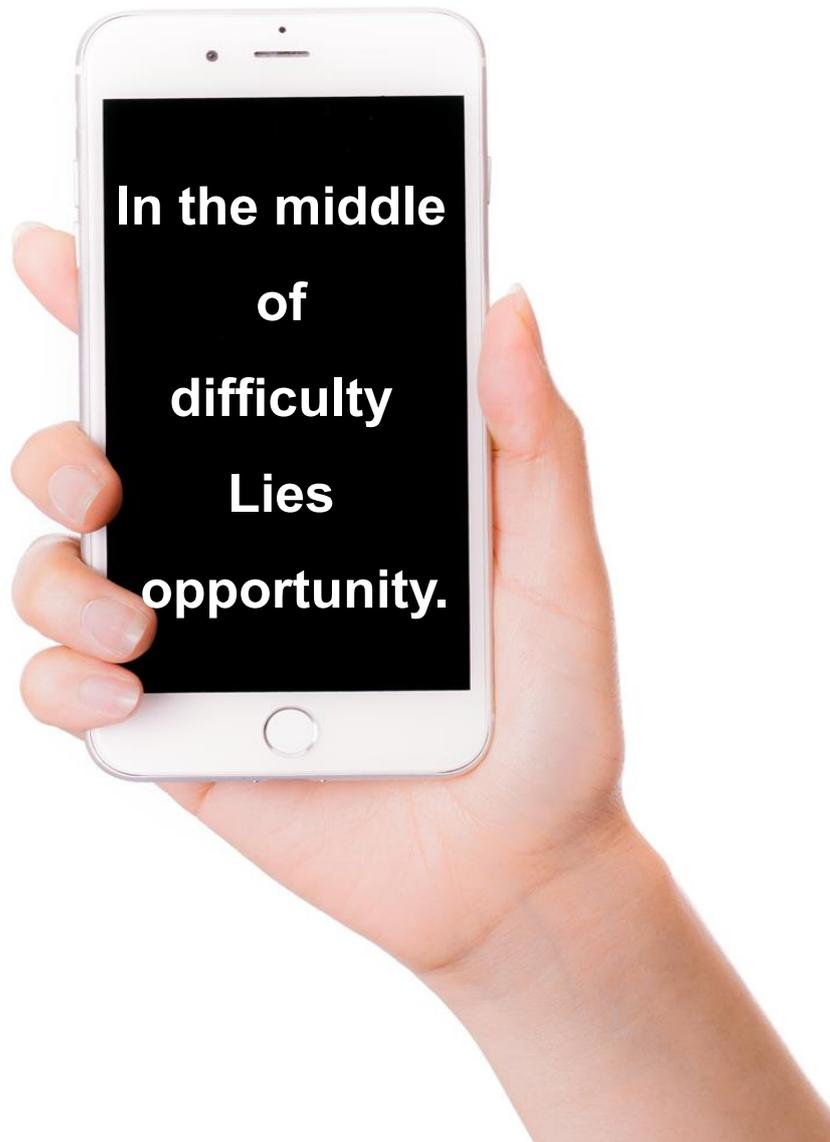
問合せ先・・・NTT または加入の電話会社

NTT の窓口（116） ※ホームページでご確認ください。

○電気

問合せ先・・・東北電力または加入の電力会社

東北電力本荘支店 コールセンター ☎0120-175-366



困難の中に、機会がある。

—— アルベルト・アインシュタイン